

第 10 回懇談会（H29. 7. 11）の振り返り（各委員の発言から抜粋）**第 9 回懇談会（H29. 6. 27）の振り返り**

- ・修正なし

I 行政の政策活動の原則について**(1) 長期計画の策定及び進行管理等についての原則****① 自治基本条例（仮称）と長期計画条例との関係**

- ・自治基本条例に頭出しをして、長期計画条例そのものは残す。関連づけた規定を置くが、本体を残して、将来細かいところは改定があり得るだろうというふうにしてほしい。
- ・自治基本条例の目的と長期計画条例の目的は、方向性は似ているのかもしれないが、それぞれ思いがあってつくられている条例であるため、1つにする必要はない。
- ・長期計画条例というものが、武蔵野市ならではの他市に誇れるものだというアピールにもなるし、その伝統・歴史を守るという意味もあるかと思う。
- ・基本的な大綱、方向性も基本構想を団体計画として議会の議決というスタイルは、ある程度守ってもらいたい。
- ・長期計画のサイクルに合わせて生活環境指標をつくるのが、書かれるべきなのではないか。
- ・生活環境指標をつくること自体が、実は市民参加であり、職員参加の具体的な展開である。
- ・市民と一緒に策定していくときに、討議要綱になり調整計画案になり、段階を踏んでいる。それを全部市報で全世帯に配っているが、このことも条例には全く書いていない。自治基本条例の中に大きな条文を入れるとき、長期計画条例を改定するつもりでやってほしい。
- ・長期計画条例は、武蔵野市の特徴として主張したいことであるため、自治基本条例の柱の1つとしてぜひ入れてほしい。

② 長期計画における伝統（「市民参加」、「議員参加」、「職員参加」をはじめとする「武蔵野市方式」と呼ばれる策定方式を継承してきたという歴史）の条例への反映

- ・長期計画における伝統を初めとする武蔵野市方式と呼ばれる策定方式を継承してきたという歴史を基本的に継承していくという精神でいいと思う。このことをしっかりと書き、詳細は長期計画条例に委ねているという形でよいのではないか。その中で、市民参加、職員参加、議員参加まで書くのか、地域生活環境指標まで触れるのか、工夫してもらいたい。

③ 長期計画の進捗状況の評価と見直し

- ・進行管理会議は年に4回実施している。ただし、市長が進行状況を把握するというだけでなく、そういう行為も通じて、行政内部でまず自分たちでも点検し、評価をしていく。それを内部だけのものにせず、市民に公開し、市民の目でチェックをいただくという流れが必要だと思う。
- ・内部的には年に4回進行状況に関する会議を実施し、全体として市長が進行状況を把握するこ

とは必要だが、実際それを対市民に公表するのは年に1回とかそういうレベルになるのではないかと思う。

- ・計画の進行管理の報告を事務事業の評価とどのように関係づけながら公表するかを工夫するという方向で考えてほしい。

(2)「長期計画に基づく予算編成と健全な財政運営」について

① 健全な財政運営及び財政状況の公表について明示的な規定を設けるかどうか

- ・市報に公開していると言われても、それが市民にとって理解できるものでないと、自治基本条例の中でもある「市民活動の促進」につながっていかないかと思うため、「明記する」かつ「わかりやすく」というところを追加していただきたい。

⇒他市の事例でも、財政状況を市民にわかりやすく公表するように努めなければならないと、方向性について記載がある。常にわかりやすくという意識はしているが、さらに条例の規定として位置づけられれば、そういった方向性が促進されるものとする。

- ・地方自治法に規定されている以外に自治基本条例で規定するということは、回数をふやすのか、それとも公表の内容を変えるという意味なのか。

⇒今、年に2回、市報で公表・公示については、当然継続して行う。公表方法は、毎回工夫しながら、少しずつ改良を加え、よりわかりやすくに努めている。意見をいただいたので、さらにわかりやすくということで、大きく方法を変えることは現在特に考えていない。また、公会計制度について、今、武蔵野市でも決算の方法については全国統一の企業会計の複式簿記で公表することも準備を進めているので、それらを含め、よりわかりやすいものに努めていきたい。

② 財政援助出資団体の扱い

- ・出資団体の取り扱いを自治基本条例に盛り込む目的・趣旨を考えると、これは基本的に情報公開の対象になるかどうかという意味だと思う。大体、出資団体は2分の1以上の出資で、情報公開の対象になっている。それに対して、4分の1以上の出資は、監査権限が及び、情報公開の対象になる。これは東京地裁の判例でも出てきており、ほぼ確定している。

⇒出資団体は、地方自治法の第221条第3項に規定する予算の執行に関する長の調査権を有する団体という形で指定しているというのが定義である。援助団体は、武蔵野市の財政援助出資団体指導事務要綱に援助団体という位置づけをしている。ここでの定義は「市が主導的に設立し、継続して財政援助及び人的援助の団体で別に指定するもの」という形で、具体的に数字で決めていない。

- ・財政出資団体をこの自治基本条例の中で取り扱う目的は、何を念頭に置いているのか。

⇒武蔵野には財政援助出資団体が多いという特徴があるため、条例で市の行政政策活動の原則について考えるときに、そのような団体のことも検討が必要ではないかということである。

- ・現在、財政援助出資団体に対しては、市が要綱により指導している。それ以外に特段、条例的な根拠はないため、この自治基本条例をつくるにあたり、市が指導・監督していくことを明記する必要があるのではないか。そういう趣旨で入れてもいいかなと思われる。

- ・自治基本条例に入れるとき、もう少しいろいろ方針をよく考えた上で、どう入れるつもりなの

かを検討してもらわないと、最終的には決められない。もう少し目的を明確にする必要がある。

- ・例えば専門性があるとか、柔軟な対応ができるとか、市役所では対応できない良いこともあるため、それらの監督管理をする一方で、自主性とか先駆性とかを生かせるような形でも何か触れることができればと思う。
- ・懇談会としては、盛り込んでも支障はないが、どういう趣旨で盛り込むのか、どこまで書くのか、団体の種類を含めて、かなり慎重に考えることとまとめたい。

(3)「法務に関する行政の体制の充実」について（市長の所管事項）

- ・武蔵野市は、昭和 40 年代にマンションの給水事件、日照被害が相次いだ。日照権の問題は、連日一面になるぐらい大騒ぎしていたが、担当者に法務の専門家がおらず、建設部で対応していた。そこで、昭和 46 年の基本構想・長期計画の策定で松下先生と西尾先生がいたときに、法務の専門家を置くことを基本構想の中に入れた。人材がいなかったため、しばらく置かなかつたが、私が初代の法規担当として行った。正式な名前は訟務担当であり、日本で初めての組織であった。
- ・武蔵野が政策法務の本家中の本家で、自治法務課ということで自治解釈、自治立法権を駆使した自治体運営をやるという先駆的な自治体である。その視点からいっても、絶対に入れてほしい。
- ・武蔵野市の特徴をNo.27の大和市の例では表現できているのか。どうすれば表現できるのか。

⇒資料 3 No.28 の三鷹市の「政策法務」、第 22 条「市は、市民のニーズや市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するため、自治立法権と自治解釈権を活用した積極的な法務行政を推進しなければならない」、2「市は、この条例並びに第 13 条第 1 項に規定する基本構想及び基本計画の目的を達成するため、分野別の基本条例、総合条例等を整備するものとする」、これに尽きるような気がする。

- ・基本構想、基本計画、個別計画、実施計画、個別施策、政策展開があり、自治基本条例や個別的な条例があつて、それを根拠にして政策展開する。これが自治体、武蔵野の例。国は、憲法を中心とした個別的な例。資料 3 No.28 の三鷹市「政策法務」はこの体系である。

⇒資料 3 No.28 三鷹市の第 22 条第 1 項は全面的に賛成できるが、第 2 項の「目的を達成するため、分野別の基本条例、総合条例を整備する」というのは、荷が重いような気がする。

⇒目標にすれば良い。三鷹もだが、自治基本条例があつて、個別基本条例があつて、個別政策の条例がある。こういう体系だけでも、三鷹でも分野別の基本条例は、まだできていない。

⇒資料 3 No.28 三鷹市の第 22 条第 2 項について、「整備するものとする」というのが表現的に一番軽くし、方向性だけ出している。この程度で、方向性ぐらいにしてもらえたらと思う。

- ・議会の事務局にもっと法律関係、法務に詳しい人を置くことが、条例を制定する議会の役割をより効果的なものとするためには不可欠と思われる。
- ・全国の市では、弁護士資格を取ったような人を職員として採用する例が出てきている。だんだん増えると思う。しかし、全体的に職員を減らしてきているため、お金の問題だけではなく容易なことではないため、そう簡単にはいかないと思うが、傾向としてはそうなっていくと思われる。

(4)「政策の立案、決定、実施と評価という過程の確立と政策評価の実施」について

① 行政評価について自治基本条例の中で規定するかどうか。

② 明示的な規定を置く、とした場合、以下のような内容を盛り込むかどうか。

- ・事務事業評価はしっかり実施していると思うが、個人的な感想として、冊子が議会に届いたときには、議会としてどうしようもない状況になっている場合がある。何か仕組みをつくって、冊子になる前に議会で意見等々が言えたらなと思う。
 - ・事務事業の評価について、議会が活かせるときに出してほしいのは当然だが、それは次の予算編成にということか、それとも決算審査のために間に合うようにということか。
- ⇒かつて議会のほうからの指摘を受け、なるべく決算・予算に反映できるタイミングで対応している。今現在の流れは、決算の9月段階で、その年の評価対象の事業をまず議会に情報提供し、そこを話題に議論いただき、翌年2月・3月の次の予算審議前までに、市が評価を行い、冊子にし、予算の議論に使っていただけるよう作成している。
- ・個人的な希望は、事務事業の評価のほかに、各部・課が毎年毎年その所管事務に関して、処理件数などの数字・データ集を必ずまとめている。データ集を別個にまとめて公表しているため、この事務事業の評価も、基本的な業務の実施報告書みたいなものも、しっかりと作成し、それを公表しなさいという規定を置けば、それでいいと思う。
 - ・評価というのは、大きく分けて、政策評価、施策評価、行政評価、最終的には人事考課、職員の評価、こういう幾つかの段階があるが、どこの視点で考えるか。政策評価なのか行政施策なのか。行政評価となると、事務事業評価になるだろうし、宿題として、この体系の論点をもう一度整理しなおしてほしい。
 - ・政策評価を書くほうがいいと思うが、余り強い形で書くのはどうかという気もする。個々の事業評価はされているが、政策レベルの評価はできていないということなので、どのように職員の時間をとるか考えると、余り縛るような形ではなく、でも評価というのは大事だという形で書けばいいのかと思う。
 - ・余り評価を細かくやり過ぎると、評価のための評価で、職員の負担が大きくなってしまい、結局、評価のために時間が割かれてしまう。そういうところは全国にいっぱいある。
 - ・政策評価というのが流行り出しているが、役に立っているのは余りない。政策評価をやるときは外部の人を入れた評価にしなければいけない風潮になっていて、公募委員を入れて行われるが、あまり成果を上げているとは思わない。本当に必要なときに、公募市民を求める規定をどこかに置いておけばいい。政策評価は公募委員も入れてとかいう規定はつukらないほうがいい。
 - ・評価をチェックする、これが議会の議員の役割だと思う。
 - ・例えば、クリーンセンターなどは、非常に専門性を有するような評価をしなければいけない。そういった部分での第三者評価みたいなものは、一定程度必要なのかと思う。
 - ・規定としては、ここも行政評価という言葉を使っているが、どのレベルのことを念頭に置いているのか、書くのならもう少し明確にしなければいけないため、少し頭を整理して、市の方で考えるべきである。

II 行政組織と職員政策について

(1) 「迅速な行政課題の対応に向けた行政組織の整備」について（市長の所管事項）

- ・副市長のほかに市長の補佐職等を設置したほうが良いという発想が、武蔵野市であるのか。
⇒そういった議論が武蔵野市であるという状況ではない。
- ・あえて、この規定を置く必要があるのか。もし置くのであれば、議会と相談して特別な条例をつくればよく、わざわざ自治基本条例の中で例外的な規定まで置く必要はないのではないか。

(2) 「定数適正化計画や外部化」、「職員能力向上に向けた制度の充実や人事評価制度」について（市長の所管事項）

- ・もちろん中身は必要なことだが、この条例に定める必要は余りないのかと思う。
- ・個別的に各課にどう配置するかは、市長の行政権の範囲内である。したがって、行政権の範囲内のことまでも自治基本条例で規定する必要はない。
- ・柔軟に人を雇えたり、嘱託職員として必要な分野だけ年数を有期で雇ったりできる。ただ、それに対して、おかしいと思ったときに、チェックの仕方には、どういった形があるのか。
⇒定数条例があり、総枠が決まっている。嘱託職員に定数条例はないが予算を伴うため、議会に予算を諮る中で、一定の制限がかかってくるので、正当性は担保されるのではないかと思われる。
- ・職員の人事政策とか職員問題として、超過勤務を減らすためにはどう考えるべきなのか、女性職員をさらに増やせなどのテーマであるのならば、もしかしたら条例に規定することが大事なのかもしれないが、日常の運営に関して決める必要はない気がする。
- ・職員は減るけれども、嘱託などの部分が増えていけば、総体として、仕事量に対する人件費は余り減っていないのではといった議論は確かにある。例えば嘱託職員の採用数とかも、一定程度しっかりチェックしなければならないだろうという議論は、今までも決算などで出ている。
- ・外郭団体に戻るが、そういう問題にまで実は発展をしているので、数としてどうなのかという問題提起を先ほどした。

(3) 「市民委員の委嘱、議事録の公開等会議運営の原則」について

① 市民公募委員

- ・必要に応じて、必要なときはやっただらいいということで十分だと思う。市民参加の関連のところ規定すればいいのではないか。
- ・利害関係などの公募委員になじまない委員もいる。わざわざ自治基本条例の中で入れる必要はない。それは適宜決めていけばいい話だと思う。

② 議事録の公開→市民参加の項目で議論済

<議論に対する考え方の選択肢に対する懇談会としての方向性>

I 行政の政策活動の原則について

(1) 「長期計画の策定及び進行管理等についての原則」について

① 自治基本条例（仮称）と長期計画条例との関係

ア 自治基本条例の中に長期計画条例についての内容を全て盛り込み、現行の長期計画条例は廃止する。

イ 自治基本条例の中に長期計画に関する頭出しをして、現行の長期計画条例は残す。

ウ 自治基本条例の中では長期計画について特に触れない。

② 長期計画における伝統（「市民参加」、「議員参加」、「職員参加」をはじめとする「武蔵野市方式」と呼ばれる策定方式を継承してきたという歴史）の条例への反映

ア 自治基本条例の中に何らかの形で盛り込む。(0/11)

イ 自治基本条例の中では長期計画の伝統については特に触れない。(11/11)

③ 長期計画の進捗状況の評価と見直し

ア 明示的に規定する。(4/11)

イ 明示的に規定しない。(7/11)

(2) 「長期計画に基づく予算編成と健全な財政運営」について

① 健全な財政運営及び財政状況の公表について明示的な規定を設けるかどうか

ア 健全な財政運営及び財政状況の公表について自治基本条例上に明記する。(7/11)

イ 健全な財政運営及び財政状況の公表について自治基本条例上には明記しない。(4/11)

② 財政援助出資団体の扱い

ア 財政援助出資団体について条例の中に何らかの形で盛り込む。(2/11)

イ 財政援助出資団体については特に触れない。(9/11)

(3) 「法務に関する行政の体制の充実」について（市長の所管事項）

ア 政策法務に係る内容（自治立法権、自治解釈権を活用した法令の運用による行政の推進等）について規定する。(2/11)

イ 政策法務については特に規定しない(9/11)

(4) 「政策の立案、決定、実施と評価という過程の確立と政策評価の実施」について

① 行政評価について自治基本条例の中で規定するかどうか。

ア 行政評価について明示的な規定を置く。(8/11)

イ 行政評価については明示的な規定を置かない。(3/11)

② 明示的な規定を置く、とした場合、以下のような内容を盛り込むかどうか。

ア 評価結果の予算・施策への反映等について(4/8)

イ 市民等による外部評価について(2/8)

ウ 評価結果の公表について(8/8)

エ その他

※行政評価として、どの視点で考えるかを体系的に整理し、市の考え方を明確にすること。

II 行政組織と職員政策について

(1) 「迅速な行政課題の対応に向けた行政組織の整備」について（市長の所管事項）

ア 行政組織の整備について規定する（8/11）

※うち、これを市長／区長の所管事項と規定するものは（3/11）

イ 市長の補佐職等の設置を規定する（1/11）

ウ 規定しない。

(2) 「定数適正化計画や外部化」、「職員能力向上に向けた制度の充実や人事評価制度」について（市長の所管事項）

ア 「定数適正化計画や外部化」「職員能力向上に向けた制度の充実や人事評価制度」等、職員の育成等に係ることについて規定する。（2/11）

イ 職員の育成等に係ることについては規定しない。（9/11）

(3) 「市民委員の委嘱、議事録の公開等会議運営の原則」について

① 市民公募委員

ア 会議の設置に際しては市民公募委員を入れることについて規定する（7/11）

イ 規定しない（4/11）

② 議事録の公開

→市民参加の項目で議論済